

尼崎市立総合センター運営審議会会議録

日時：平成24年12月17日(月)

午前10時00分～午前11時10分

場所：市政情報センター1階ホール1

出席 (委員) 石田委員、川面委員、桑原委員、小谷委員、辰巳委員、谷口委員、野村委員、久委員、福田委員、堀内委員、前田委員、山口委員

(行政) 中浦市民協働局長、屋田人権担当部長、氏丸人権課長、
木村総合センター担当課長、西田管理担当係長、松尾調整担当係長
辻本上ノ島総合センター所長、橋本神崎総合センター所長、
中田水堂総合センター所長、秋岡今北総合センター所長、
三澤南武庫之荘総合センター所長、山口塚口総合センター所長

1 開会

(1) 会議開会にあたっての報告

人権課長から出席委員数12名で尼崎市立総合センター運営審議会規則第5条に基づき、会議成立の報告を行った。

(2) 局長あいさつ

市民協働局長から開会のあいさつ。

2 議題

審議会の公開の確認及び傍聴人の状況確認。

(1) 議題1 総合センターの今後のあり方に係る意見書(案)について

(担当から読み上げ)

(総合センター担当課長)

補足説明をします。意見書1「あり方」の記載に関することについては、本日の資料2総合センターの今後のあり方(たたき台)を修正し素案にしていきたい。素案になったものについては、総合センターの運営審議会に報告させていただくと同時に市民の意見をいただくことも考えている。

< 質疑・応答 >

(会長)

2回の小委員会で議論し、意見を頂いたものを意見書として提出し、その方向性に基
づいて今後はあり方のたたき台を修正する作業に入りたたき台を素案として審議会に
かけていただき議論したい。地域の方々とも議論のうえ、最終案となる。

(委員)

2(1)については、指定管理がどのようなものかということを知りながら地域の皆さ
んの理念を大事にし、いい方向になればいいと思う。

(会長)

小委員会の中でも地域の方が自ら担えるようになったほうがいいのではないかと
いうことと、それを地域だけに委ねるのではなく、市も地域が担える形になるようフォロ
ーしてほしいという意見があり、意見書にも表現したところである。

個人的にも、地域の事情等も一番わかる皆さんが担うのがいいと思うし、地域の雇用
にもつながることになる。

(総合センター担当課長)

意見書の(2)に表現されています。

(委員)

今後の隣保館について、厚労省の動向を見た中で決める必要がある。市民の代表であ
る議会に意見も聞いた中でスムーズに動けるようにしたほうがいいのではないか。本来
なら、総合センター運営審議会の委員にも議員が入ってもいいと思う。

(総合センター担当課長)

総合センター運営審議会の委員については、学識経験者、市民の代表および関係行政
機関の職員と条例に規定している。また、議会に対しては、総合センターの今後のあり
方(たたき台)についても説明済みであり、素案になった段階でも議会への報告を行う
方向である。

(会長)

国の隣保館の動きに対してはどうか。

(総合センター担当課長)

国の動向を見た中で検討するのが必要であると考えている。

(市民協働局長)

近年、隣保館についても一般施設化されている状況もあるが、完全な一般化ではなく、
隣保館的事業を引き継ぎながらやっているようである。しかし、国の補助要綱ではこれ
を補助対象と認めていないようであるが、国も検討を始めているようである。そのよう
な動向も注視しながら進めていきたい。また、議会対応についても、昨年7月にたたき
台を示し、説明していて、様々な意見を聞きながら進めるつもりである。

(会長)

地方主権の時代であり、意見書に示したとおり、市条例で位置付けをすれば、国の動
向如何に関わらず独自の位置付けができるし、地域の状況にあった、より充実した人権

啓発の拠点施設としての機能を継続すること、発展することができる。国からの支援を上手く活用するためには国の動向を見据えなければならないが、後退する恐れもある。そのためにも、市条例で位置づけておくことが重要になると思う。委員のご質問にあったが、そういう場合にこそ議会に対して運営審議会や地域の状況が伝わるのが重要である。事務局の説明のように、事務局を通じて伝えたほうがいいのか、この中で体感を以って感じてもらうのか、時間をかけてよい方法を見つけてほしい。

その他には無いようです。今後は、「あり方」の(案)をとって、「あり方」の(素案)を作成することになります。

事務局からその他の議題はありますか。

(総合センター担当課長)

特にありません。

(会長)

委員の皆様からのご意見等は。

(副会長)

地域との協議だけではなく、事前に議会に説明をし、市条例作成に今までやってきたことがマイナスにならないように進めてもらいたい。

(会長)

私は他にもいろいろお手伝いをしているが、議員が審議会を傍聴に来られることはない。この場を実際に見てもらって議会に持ち帰っていただきたい。事務局から議会に対し、運営審議会を傍聴していただくように依頼してほしい。すぐにできることだと思う。

(委員)

過渡期にマンパワーが不足する。施設の集約で3館が2館に、2館が1館になったからといって人員削減するのではなく、過渡期における相談事業や事業の実施について人がいないからできないということのないようにしてもらいたい。人がいないからできないということが、事業をしないなら施設は要らないということにならないように、1館減ったから1人減らすというような机上の計算ではなく、実情を見て対応してほしい。

(総合センター担当課長)

職員が隣保事業士講習会へ参加するなど、職員の質の向上に対する努力はしている。全庁的に定数削減の方向であるため厳しい面もあるが、努力はする。

(会長)

次の指定管理の出し方の試行期間と位置づけることができる。大きくは2つの話がある。1つは施設管理。施設管理者としてどうするか。この部分は誰にでもできるし、施設集約によって人員削減できる部分である。もう1つは機能面。これは集約できないのでここは人員削減できない。これらを踏まえ、すべてフルタイムで対応は不可能な状況だと思うのでパートタイムで対応する部分等、きちんと議論してより効果的、効率的に動けるような人員配置はどうすればいいのか整理すればよい。それが指定管理の要綱に

位置付けられるはずである。これらを委員から意見のあった過渡期間に整理してもらいたい。過渡期間の中で検討、整理した結果、人材を充実しなければならないということであれば、充実する方向で指定管理を依頼する必要があることもあると思う。総合センター運営審議会はそれを審議する場所である。それぞれの総合センターがどういう状況にあるということを報告いただいて議論していい形での指定管理につなげていきたい。

(委員)

これは、今後のあり方についての意見であって抽象的になるのは仕方ないが、指定管理制度導入に当たり、誰がいつまでに何をやるのかということのアバウトにでも具体的に教えてもらえればわかりやすい。

(会長)

それぞれの総合センターでスピードも状況も違うと思うが、今の状況を含めて説明を。

(総合センター担当課長)

あり方に記載しているものがおおよそおスケジュールであるが、6 総合センター各々のスケジュールで進むことになる。

(委員)

各総合センター所長が出席しているので、現状と課題および今後の見通しを簡単に説明してほしい。

(委員)

個々の総合センターについて、審議会の中で共通理解をしておく必要がある。各々の総合センターについて指定管理の問題が全く同じではないはず。

(総合センター担当課長)

次の作業として、各総合センターの現状と課題を整理してそれぞれの指定管理の仕様書等を作成する段階で地域との調整、審議会での審議をと考えている。

(委員)

まとまった形で聞くのもいいが、指定管理導入を検討してから時間が経過しており、現状を知りたいという気持ちである。

(会長)

3つの話がある。現在総合センターがどのように機能しているかの現状報告が1点、2点目は、集約化に向かっている進み具合の現状報告、3点目は指定管理導入に際し、地域としてどんな検討事項があるのか。この3点について簡単にそれぞれの総合センター所長からお話してください。

(上ノ島総合センター所長)

現状は、たたき台のp7にほぼ示されている。上ノ島保育所を民間法人に移管し、そこへ老人機能と青少年機能を集約するが、保育所民間移管のための用地買収が遅れており、1館集約もこれに伴い遅れる。指定管理に向けて、現状として地域で受ける受け皿

は無い。上ノ島保育所民間移管を受ける法人設立の動きはある。今のところ地域の中で指定管理を受けようという議論にはなっていない。市から指定管理についての説明を受けた後、地域の中で方向性が議論されていくのではないかと。

(神崎総合センター所長)

神崎総合センターの状況はたたき台 p 9 に記載がある。現状は、地域の中の施設における地域との関係は、高齢者から子どもまで幅広い世代に利用されている施設である。その中で、地域のまちづくりをする意識が高まっている。神崎総合センター分館では、県民交流ひろば事業を実施している「スマイルひろば」があり、NPO 法人を取得した。地域としては、この法人がまちづくりの拠点となり指定管理の受け皿と考えている。施設集約については、地域と話をしながら進めている。これは現在の神崎総合センター分館での施設集約を実施するものであり、まちづくりは総合センターだけでなく、周辺地域との関係が重要になる。地域性から神崎地域は大企業、たとえば、イオン、コストコ、関西ペイント等、地域、企業、行政が話し合いを定期的実施しながらファシリタマネジメントの視点で地域全体のまちづくりを考えているところである。

(水堂総合センター所長)

水堂総合センターの状況はたたき台 p 11 に記載がある。施設の老朽化の問題がある。総合センターと分館は離れた位置にあること、総合センターの1階が保育所であることが施設集約の課題となり、地元との協議事項となる。指定管理については具体的な話はない。地域との協議中である。

(今北総合センター所長)

今北総合センターの状況はたたき台 p 11 です。今北保育所の民間移管、市営住宅のグラウンド、れいめい湯跡地を含めたゾーニングを考える中で、1館体制への集約を進めている。課題は指定管理を地元が受けるとなれば経費面、人件費に不安がある。また、指定管理の時期、施設の規模が課題である。地域の中で受け皿となる人材、団体はない現状である。

(南武庫之荘総合センター所長)

南武庫之荘総合センターの状況はたたき台の p 12 である。今年 10 月から年内の予定で分館機能を総合センターへ集約するための整備工事中である。指定管理の現状については、地域で受け皿となるには人材がないため地域団体と検討を進めている。平成 25 年度は本格的に地域と話をしながら体制づくりや実現に向けた協議を進めていきたい。南武庫之荘地域には在日の方々が多く居住している。まちづくりという観点から在日の方々を巻き込んだ地域づくりを進めていきたい。人権啓発は武庫地区人権啓発推進委員会があり、総合センターが事務局になって活動している。啓発事業を進めていく上でこの組織を解体することなく指定管理になっても活用していくことを地域住民とともに考えていきたい。

(塚口総合センター所長)

塚口総合センターの状況はたたき台 p 1 4 である。塚口総合センターは敷地内に隣接して旧塚口青少年会館を塚口総合センター分館として活用している。塚口総合センターについてはこの 2 棟で 1 館体制とみなし、集約済みです。塚口総合センター運営委員会において、指定管理について説明会を実施した。しかし、委員からは具体性に欠けるとの意見があった。人権啓発、地域との交流を深めるという観点から指定管理にしてどのように機能するのか不明確との意見があった。地域との協議は来年度から行いたい。宮前公民館が来年度閉館になるため、受け皿になってほしいという話もある。塚口総合センターの貸館状況は現状で満杯の状態であり、総合センターの事業やあり方を多面的に整理してから考えていかなければならない。

(人権課長)

たたき台の p 1 5 に戸ノ内の記載がある。戸ノ内地域は地区指定を受けていない地域で、属人施策としてはじまり、隣保館の設置はない。園田地域振興センターが所管する施設である園田東会館、戸ノ内会館に人権課戸ノ内担当が入っている。過去から地域の社会福祉協議会との連携も全く無く現在に至る。施設の集約化は地域と相談する機会を得て、人権課の思いを伝えたが、集約化の協議は進んでいないのが現状である。指定管理については、地域での受け皿は無い現状である。

(委員)

宮前分館も活発に活動されていた。塚口総合センターは部屋がたくさんあるように思うが、活動状況は、常に空き部屋はないのか。

(塚口総合センター所長)

貸館事業について、ここ 2~3 年で自主グループが増えている。30 日前から申込できるため、新たに申し込みがあっても常に先約がある状況にある。宮前分館からある程度受けてほしいという意向を関連施設長会議でも依頼されている。

子育てグループで 20 人~30 人に対応できる部屋の大きさを希望に添える部屋は 3 階の集会室のみである。自主グループの統廃合を含め工夫して対応していきたい。

(委員)

南武庫之荘や塚口も触れられたが、指定管理者の人材、その人材育成について基準や教育スケジュールはどういうカリキュラムでどんな専門性を養うのか、それについての見通しはどうか。指定管理者が地域の事業の充実に具体的にどう役立て得るのか、ないのか。専門性を持った人材に対し責任を負うのは地域なのか市なのか、誰なのかを教えてください。

(会長)

特定のところを応援するのは、指定管理者を公募する前提においては不可であり、難しい問題である。指定管理に向けてということではなく、地域が指定管理を担い得る形を自主的に作っていけるよう、後方支援にとどめなければならないと思う。

(委員)

そういう難しいことを聞いたのではなく、どんなものをモデルとして描いて活用していきたいと考えているのかを簡単に聞きたい。

(委員)

先ほど、各総合センターの所長の現状説明をいただいた。それらを聞いて指定管理者に任せてしまうのではなく、相談業務、啓発には職員も必要であるということを感じた。今後議論して決めてもらいたい。今日の会議は有意義であったと思う。

(市民協働局長)

総合センターに限らず、尼崎市では色々な担い手、新しい公共という地域の課題を解決するため、地域を活性化するため、色々な方々に支え手となってもらう流れを作っている。指定管理者についても、できるだけ多く支援サポートしていきたい。この問題に限らず、昨年度、地区会館についても地域団体に担っていただいた例もある。市としてもサポートしている。また、普段の相談にも対応し、運営面での支援、法人化の問題にも市全体として対応していく。ただし、この地域の問題については歴史的経過や特殊性もあり、総合センターがしっかりサポートしてやっていきたいと考えている。

(会長)

縁があって数年前から神崎のお手伝いをしている。スマイルひろばは県民交流ひろば事業を利用して進めている。その中で自分たちが何をしなければならないかが見えてきている。その中でNPO化が図られた。その延長上で指定管理も見えてくると思う。人材はいるのだろうが、常時そこにいる人材となると難しい。この移行期間の中で地域の人と一緒に館の運営をどうするか考える中で指定管理の受け皿となる体力をつけていくこともできるだろう。神崎については総合センターの集約だけではなく、地域が変わることになる。これを契機に土地利用のあり方、人権の地域施策のあり方を将来に向かって地域も考えてみるためワークショップを繰り返した。これをきっかけに他の地域についても私が協力できることがあればお手伝いしたい。

川西市で指定管理を受けている別のタイプの施設の例で説明すると、人材について育成するという表現をしがちだが、実は人材は既にある。しかし給与面や待遇面でその人材を雇用できないのが現状の問題であり課題である。専門性を持った方に継続的に関わってもらえるような給与を払えるといった待遇面の問題、指定管理料の出し方で引き受けてもらえるかが決まる。専門性が高いのに給料が安いでは雇用できない。そこは事務局に頑張ってもらいたい。堺市の例でいくと事業仕分けで、指定管理料を増額せよという仕分けがあった。非常にめずらしい。専門性が高い人を雇っているのにアルバイト並みの賃金ではおかしいという指摘だった。それなりの指定管理料の予算を付けてもらうことで館の運営も充実するし、きちんとした人材も確保できるということに連携している。ここは時間をかけて考えてほしい。

(委員)

縮小されていくという事は、地域の人が慣れ親しんだ場所に行けなくなることであり、

大きく地域が変わる。そこでの交流や学び、相談の窓口がなくなってしまうのか。それとも、どこかへ行けば相談できるのか。あるいは定期的に窓口を設けてもらえるのか。
(総合センター担当課長)

上ノ島総合センターは離れたところに3館あるものを現総合センターの1階にある保育所を隣地で民間移管し、この1階に老人機能と青少年機能を集約するものである。立地的に利便性が増すものとする。

神崎総合センター分館は、現在、地域の活動拠点となっている。そこで現神崎総合センター分館に総合センター機能に移し、集約化するものである。

(会長)

その辺のところは地域との協議をしていく必要があると思う。神崎の事例では、それぞれの団体が使い勝手のいい時間帯が重なる。空時間と混雑する時間がある。お互いが融通しあいながら、活動時間を変えることで解消する。皆が自分の都合だけで動くとは効率化は難しい。お互い話し合いながら議論の方法等も考えていく必要がある。

(総合センター担当課長)

今北・水堂は地元と調整中である。地域にとっていい形で集約化を進めたいと考えている。

(会長)

その他のところでも重要な意見をいただいた。これを受けてあり方を素案とする方向で継続的に議論していきたい。

本日はこれで終了する。

以 上

3 閉 会